

令和7年度障害福祉サービス事業者集団指導

利用者負担額の上限額管理について

障害保健福祉推進室 在宅福祉・施設福祉担当

目次

利用者負担額の上限額管理について

- ① 上限額管理とは
- ② 上限額管理の届出
- ③ 上限額管理事業所の適用関係
- ④ 上限額管理結果票の電子化について
(R7.4.22付事務連絡)
- ⑤ チャットボット、問合せフォームの
ご案内

① 上限額管理とは

利用者負担のある利用者が、複数の事業所と契約した場合、または同一世帯に複数の障害児がいる場合でサービスの提供を受けた場合、利用者負担額の上限月額を超えないように、**上限額管理**が必要となります。

上限額管理を行う事業所は「**利用者負担額上限管理事業所**」と呼ばれます。

●特例上限制度

障害福祉サービスと地域生活支援事業（移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴サービス）のサービスを利用される方で、それぞれ利用者負担が発生する場合、1つの上限月額で両制度にわたる利用者負担の上限管理を行います（**本市独自制度**）。

●同一世帯内に複数の障害児がいる場合

それぞれの障害児にかかる利用者負担額を負担するのではなく、1つの世帯でその上限月額を超えないように上限額管理を行います。

②上限額管理の届出

上限額管理を行う事業所は、上限額管理を開始する月の月末までに、以下の届出が必要です。

【必要書類】 利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書

【提出先】 支給決定を行っている **各区・支所障害保健福祉課**

👉 詳しくは「京都市情報館 利用契約・請求関係」ページ番号307380に掲載
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000307380.html>

③上限額管理事業所の適用関係

(1)障害福祉サービス事業所 2 箇所以上

(地域生活支援事業所の数は問わない)

→障害福祉サービス事業所が上限額管理事業所となる。

(2)障害福祉サービス事業所 1 箇所、地域生活支援事業所 1 箇所以上

→地域生活支援事業所が上限額管理事業所となる。

(3)地域生活支援事業所のみ 2 箇所以上

→地域生活支援事業所が上限額管理事業所となる。

④ 上限額管理結果票の電子化について

令和 7 年 4 月 22 日付事務連絡

「同一世帯に複数の障害児が居る世帯における利用者負担上限管理結果票の電子化について」

● 同一世帯内に複数の障害児がいる場合

＜これまで＞

本市宛に紙面にて提出

＜令和 7 年 5 月請求分(4 月サービス提供分)から＞
国保連合会への電子送信が可能に。

④上限額管理結果票の電子化について

●引き続き**紙面**での提出が必要な場合

(1)地域生活支援事業における上限額管理を行う場合

(関係事業所に地域生活支援事業所がある場合)

→当該事業の事業所番号を含んだ結果票を国保連合会に送信した場合、**返戻**となります。

(2)同一世帯に複数の障害児がいる世帯の令和7年3月サービス提供分以前の上限額管理結果票

👉詳しくは「京都市情報館 利用契約・請求関係」ページ番号307380に掲載
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000307380.html>

⑤チャットボット、問合せフォームのご案内

障害保健福祉推進室では、事業者の皆様からのお問合せに対応するための専用ページを設けております。

●チャットボット

お問合せの多い「エラーコード」に関するもののほか、「一般的な制度」等について、対話形式による自動応答機能により回答いたします。「24時間365日」稼働しておりますので、ぜひお試しください。

●問合せフォーム

「個別の案件」については、こちらを御利用ください。電話がつながりにくい時等も、御用件を確実に受け止められます（問合せ受付後、職員が順番に対応いたします）。

⑤チャットボット、問合せフォームのご案内



👉 「京都市情報館 問合せチャットボット・問合せフォーム専用ページ」 ページ番号332259
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000332259.html> にアクセスしてください！

ありがとうございました。